

5月8日以降のスポーツ施設・スポーツ教室等の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5月8日から5類感染症に変更されることに伴い、5月8日（月曜日）以降の利用にかかるすべての制限等を撤廃します。

5類移行後も手洗いなどの衛生管理に心配りいただくなど、基本的な感染防止対策をお願いします。

ただし、今後、病原性が異なる新たな変異株が出現するなど状況が大きく変化するような場合には、これらの対応を見直すことがあります。

適用日

令和5年5月8日（月曜日）～

対象

石狩市 B&G 海洋センター、石狩市多目的スポーツ施設、石狩市浜益スポーツセンター
石狩市スポーツ広場、石狩市緑苑台パークゴルフ場、学校開放事業、スポーツ教室

マスク着用について

マスクの着用は個人の判断となります。

利用者のみなさんと応対する施設スタッフは、マスクを着用している場合があります。

施設利用料の還付について

スポーツ施設については、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設利用者が利用を中止した場合は施設利用料の還付を行っていましたが、令和5年5月7日の施設利用日をもって終了します。

スポーツ教室について

体調が優れない場合、参加をお控えください。

使用した用具の消毒・後片付けにご協力をお願いします。